

個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。ただし、個人情報の通常必要な利用目的のうち、明示的な同意を得ることが合理的であるとはいえないものについては、加入者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合、「黙示的による包括的な同意（オプトアウトによる対応）」が得られたものとして取扱ってよいとされています。

当組合では、以下に挙げるケースについて、第三者への提供が必ずしも本人の不利益にならないことなどから、本人から明確な反対・留保の意思表示がない場合は、包括的な同意が得られているものとします。

適用に関する事項

- 1 被保険者証を再交付する際に警察署への届出の内容の確認を行うこと。
- 2 加入者の住所確認を行うため、事業所人事データの提供を受けること。
- 3 資格情報のお知らせについては世帯分まとめて被保険者本人に通知すること。

給付に関する事項

- 1 高額療養費に該当した場合には申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 2 付加給付は申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 3 療養費、移送費、傷病手当金、埋葬諸費、出産育児一時金、出産手当金などの現金給付の申請及び支給は、事業主を経由して行うこと。
- 4 各申請書の記載内容の照会及び回答を、事業主を経由して行うこと。
- 5 各申請書意見欄の記載内容についての照会を医師に行うこと。
- 6 負傷原因の照会及び回答を、事業主を経由して行うこと。
- 7 医療費助成制度を実施している自治体からの給付照会の回答を行うこと。
- 8 他の保険者からの給付照会の回答を行うこと。
- 9 無資格受診のレセプトを返戻のため、次の取得先に資格照会すること。
- 10 医療機関、調剤薬局、健診機関からの資格確認照会の回答を行うこと。
- 11 無資格受診については世帯分をまとめて被保険者本人に請求すること。
- 12 医療費通知については世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。

保健事業に関する事項

- 1 保健事業の実施に必要な基本情報を活用すること。
- 2 特定健診・特定保健指導の実施及びデータ管理を目的として、定期健康診断を受診した被保険者の健診結果のうち特定健診項目結果について事業所から提供を受けること。
- 3 40歳以上の加入者へ健診結果に基づき情報提供および保健指導（特定保健指導、重症化予防）を行うため、当組合が契約する専門委託業者へ特定健診結果データを提供すること。
- 4 特定保健指導の受診促進のため、被保険者の階層化結果を事業主経由で通知すること。
- 5 事業主、若しくは事業主が指定する者へ生活習慣病に限定した医療機関未受診者と思われるリストを渡すこと。また、リストに基づき受診勧奨を行うこと。

なお、同意を希望されない場合は、被保険者証の記号・番号、氏名および同意できない理由を記載した文書をもって当組合へお申し出ください。なお、意思表示の内容はお申し出によりいつでも変更することが可能です。